

教育実習を受講する皆さんへ（重要なお知らせ）

令和3年4月26日

理事・副学長（教育担当）

教育学部長

教育実習を受講する学生のすべての課外活動（東広島，霞，東千田）については，次のとおり定めましたので順守してください。また，以下の取り扱いに関する注意事項を次ページに記載しているので必ず確認してください。

1. 教育実習開始日の2週間前から，オンライン以外の課外活動を禁止する。
2. 教育実習終了後は，2週間が経過するまで（最終日の翌日から起算して14日間）は，オンライン以外の課外活動を禁止する。

※ただし，教育実習最終日を末日とする直近の1週間において，「広島県内の1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が5人未満」であった場合，教育実習終了後1週間が経過するまで（最終日の翌日から起算して7日間）に短縮することができる。

※本実習のみではなく、附属学校を訪問する教育実習科目の全てが対象となり、訪問期間の開始日及び最終日を基準に課外活動の禁止期間が決まります(附属学校で実施されるオリエンテーション等は含まない)。

※教育実習最終日を末日とする直近の 1 週間における広島県内の新規感染者状況については、実習最終日の翌日に、以下の Web サイトで確認してください。

→ YAHOO!JAPAN の「広島県 新型コロナ関連情報」の「広島県の発生状況」の「新規」の度数分布表 <https://hazard.yahoo.co.jp/article/covid19hiroshima>

なお、実習最終日を末日とする直近の 1 週間における、広島県内の 1 週間の人口 10 万人あたりの新規感染者数が 5 人未満であるか、5 人以上であるかについては、各実習の最終日の翌日(土日祝日の場合は翌平日)に、「My もみじ」で通知します。

※課外活動についての通知は、【もみじ→TOPICS「新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ」→◆学生生活について】から確認してください。

※今後の新型コロナウイルス感染の状況等により、上記の対応は変更となる場合があります。変更する場合は、もみじ等でお知らせします。